

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会
開催要綱

令和 年 月 日
環境省大臣官房環境影響評価課

1. 目的

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）について、前回改正の完全施行から 10 年が経過したことを踏まえ、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行うために、令和 6 年度に中央環境審議会総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」により審議が進められ、令和 7 年 3 月に「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」の答申がなされた。これら答申では、前回法改正事項である計画段階環境配慮書手続・報告書手続の点検等が行われたことに加え、建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施や、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立する必要があるとされた。これを踏まえ、建替事業を対象とした環境影響評価手続の見直しと環境影響評価手続において作成した書類の継続公開に関する規定の新設等を内容とする「環境影響評価法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月に成立した。

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（以下「検討会」という。）では、改正法の対象とする建替事業の要件や建替事業に係る計画段階環境配慮書（建替配慮書）の記載事項の内容をはじめとする、改正法の施行に向けて必要な技術的な事項を整理・検討することを目的とする。改正法の円滑な施行に向けて、必要があれば、関連する令和 7 年 3 月の中央環境審議会答申に記載された事項についてもあわせて検討を行うこととする。

2. 運営

- （1）検討会は、環境影響評価等に関する知見を有する有識者を委員として構成する。
- （2）検討会には座長を置き、座長は委員の互選により定める。座長は検討会の会務を総理する。
- （3）検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を説明員又はオブザーバーとして出席させることができる。
- （4）検討会の事務は、環境省大臣官房環境影響評価課において処理する。なお、検討会を円滑に運営するため、必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

3. 公開等

- （1）検討会は原則として公開とする。検討会の公開に当たり、検討会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、インターネットを介した配信、入室人数の制限その他必要な措置をとることができるものとする。
- （2）検討会における配付資料は、原則として検討会終了前に公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「委員限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。

- (3) 議事録は、検討会終了後に原則として公開するものとする。なお、議事録の公開に当たっては、検討会に出席した委員の了解を得るものとする。
- (4) (1) 又は (3) の規定にかかわらず、特段の理由により検討会又は議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。
- (5) (1)、(3) 又は (4) の規定にかかわらず、検討会、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、検討会、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

4. その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は座長が定めることができるものとする。

以上